



保育士として働いたらたつの市で！ ～たつの市保育士復帰応援事業について～



潜在保育士の職場復帰支援を行うために、市内の私立保育所・私立認定こども園に採用された保育士・保育教諭に対し、復帰応援事業補助金を支給します。

対象者 次の①から④を全て満たす方

- ① 公私立保育施設等において、保育士・保育教諭等として過去に3年以上の勤務実績がある方（1日当たり6時間以上かつ1カ月当たり20日以上勤務）
- ② 市内の私立保育所・私立認定こども園に保育士・保育教諭として直接雇用され、採用の日から6カ月を経過した方（1日当たり6時間以上かつ1カ月当たり20日以上勤務）
- ③ 過去に本事業による補助金の支給を受けていない方
- ④ たつの市私立保育所等保育士処遇改善事業補助金の支給を受けていない方

※ たつの市私立保育所等保育士処遇改善事業補助金：通算経験年数が7年未満である市内の私立保育所・私立認定こども園に勤務する保育士・保育教諭を対象とした、賃金改善に係る補助金

補助額

1日当たりの勤務時間	補助金の額
7時間30分以上	120,000円
7時間以上7時間30分未満	110,000円
6時間以上7時間未満	100,000円

申請書類

- ① 保育士復帰応援事業補助金交付申請書
 - ② 雇用内容・勤務実績等が分かる書類
 - ③ 保育士登録証または幼稚園教諭普通免許状の写し
- ※ 申請書類は、各保育施設、幼児教育課および各総合支所地域振興課に設置、市ホームページに掲載しています。

申請方法 随時受け付けていますので、申請書類を幼児教育課へ郵送または持参してください。

▶ 幼児教育課（☎64・3222、〒679-4192 龍野町富永1005-1）



たつの市公式ホームページをリニューアルしました

より見やすいデザインとなっただけではなく、便利な機能を追加しました。新しくなったホームページをご紹介します。

▶ 広報秘書課（☎64・3211）

キーワードから探す
Change site

注目ワード
お知らせ

ライフシーン別メニュー

子育てするならたつの
子ども・子育て・若者応援サイト

結婚・結婚 引っ越し・住まい 就職・転職
保険・年金 高齢・介護 おくよみ

くらしの便利情報

ゴミ出し検索 手続き検索 申請書ダウンロード
イベントカレンダー 乗り会いタクシー「あかねちゃん」 コミバス・時刻表
施設情報一覧 公共施設予約システム 空き家物件情報

ポイント

子ども・子育て若者応援サイト

たつの市の子育て情報を集約した特設サイト。「目的別」「年齢別」で情報を探せて必要な情報にスムーズにたどり着けます。

ポイント

ゴミ出し検索では、キーワードから分別方法を調べられたり、家庭ごみの収集日の検索ができます。手続き検索では、検索条件を選べば探しているページにスムーズにたどり着けます。

- ポイント**
- スマートフォンでも見やすいデザインに変更
 - 「ふるさと応援寄附金」「図書館」「たつの市への移住・定住」「播磨科学公園都市圏域定住自立圏」など特設サイトを開設

新たにX（旧ツイッター）を開設しました。市のイベント情報などを発信しますので、フォローよろしくをお願いします。



たつの市空家等対策に関する条例を制定しました

市内にある空家等の適切な管理を促し、地域住民の生命、身体および財産を保護するとともに地域住民の生活環境の保全を図るため条例を制定しました。

条例の内容

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に定めるもののほか、次の内容を定めています。

法定外空家等 法に定める空家等に該当しない居住その他の使用がなされていない長屋および共同住宅の一部住戸またはこれに附属する工作物およびその敷地を「法定外空家等」として定め、法の空家等と同様の措置（助言・指導・勧告・命令）を行います。

緊急安全措置 空家等または法定外空家等が著しく管理不全な状態にあり、その状態を放置することにより、地域住民の生命、身体および財産に重大な危害が及ぶおそれがあるときは、市が必要最小限の応急的な措置を行います。
※ 必要最小限の応急的な措置とは、注意喚起のための看板やバリケードの設置や飛散防止のための建築部材の打ち付け等です。

※ 詳細については、市のホームページに掲載しています。

施行日 令和7年4月1日

▶ 建築住宅課（☎64・3033）



たつの市空き家活用支援事業



一戸建て住宅の空き家に居住するため、空き家の機能回復または設備改善を目的とする改修工事費の一部を兵庫県との共同事業で、助成します。

対象区域 市内全域

対象物件 一戸建ての空き家（昭和56年5月31日以前に着工された空き家（以下「旧耐震基準の空き家」という）にあつては、改修後において一定の耐震基準を満たすもの）であつて、次の①から③までのいずれにも該当するもの。

- ① 空き家の期間が6カ月以上であるもの
 - ② 築10年以上経過したもの
 - ③ 台所、浴室、便所の水回り設備の全部またはいずれかが10年以上更新されていないもの
- ※ その他にも要件がありますので、下記までお問い合わせください。

対象者 市内の空き家を所有し、賃借または使用貸借し、当該空き家に10年以上定住する意思を持って本市に住所を有し、生活の本拠地として居住しようとする方

補助率および補助金額

若年・子育て・UJI世帯 補助率3分の1から4分の3まで、金額10万円から225万円まで

上記以外の世帯 補助率4分の1から3分の2まで、金額7.5万円から200万円まで

申請期間 4月中旬から12月26日（金）まで

※ 予算額に達し次第、受け付けを締め切ります。
※ 改修工事の契約締結前に、交付決定を受ける必要があります。申請をする場合は、事前にご相談ください。

必要書類

- 工事費見積明細書
- 建物図面等（付近案内図、配置図、平面図（改修前後）、その他改修工事内容が確認できる図面）
- 土地・建物の登記事項証明書
- 空き家の現況写真（外観および台所、浴室、便所等が確認できるもの）
- 耐震性能が確認できる書類（旧耐震基準の空き家の場合に限る）
- 世帯全員の住民票の写し
- 賃貸借契約書または使用貸借契約書の写し（空き家を賃借または使用貸借して居住する場合に限る）
- 台所、浴室、便所の水回り設備の設置年が確認できる書類
- 市区町村税の納税証明書（完納証明書）
- その他市長が必要と認める書類

旧制度からの変更点

- 補助対象住宅等の用途区分を、「住宅型」のみとします。
- ※ 住宅部分が過半の面積を占め、住宅以外の用途が含まれる住宅等は「住宅型」として申請できません。
- 補助対象者は、市内の空き家を所有し、賃借または使用貸借し、当該空き家に10年以上定住する意思を持って本市に住所を有し、生活の本拠地として居住しようとする方です。
- 築10年以上の空き家の機能回復または設備改善を目的とする20万円以上の改修工事も補助対象として拡充します。

申請・問い合わせ先

建築住宅課（☎64・3033）